

第2次豊中市男女共同参画計画に関する実施状況（平成29年度～令和3年度の総括）

基本目標 1 人としての尊厳を守る

基本課題	1. 人権意識の育み	2. 人権としての性の尊重
	3. あらゆる暴力の根絶	4. 表現における人権の尊重

取組みの状況	今後の課題等
○豊中市男女平等教育推進協議会を設置し、学校をはじめ、市、教育委員会、関係機関が連携しながら、男女平等教育啓発教材「To you」の作成・活用を行った。 ○すてっぷでは常設相談「からだと心と性の相談」「おとな-girls相談」を実施した。若年女性を対象に心身を大切にすることをテーマとした講座を実施した。 ○性的マイノリティの人権問題をテーマに出前講座を実施した。「豊中市職員のための性の多様性を理解し行動するためのハンドブック」を作成した。 ○「表現のガイドライン」を庁内情報共有システムに掲載し、さらに庁内の出前講座の中でも取りあげ周知に努めた。各課で刊行物などを作成する際、そのつどケースに応じた助言を行った。	●人権意識を育むための効果的な啓発等の事業展開を図る必要がある。 ●男女平等教育啓発教材「To you」のさらなる活用と発展方法について検討する必要がある。 ●あらゆる暴力の根絶に向けて、DV対策基本計画の適切な運用を図っていく必要がある。 ●固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対し、意識改革につながる講座等をおし、メディア・リテラシーの向上を図る取り組みが必要となっている。

成果指標		
・職場でセクシュアル・ハラスメントを受けた女性の割合		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
30.5%	31.8%	減少
◆引き続きセクシュアル・ハラスメントの認識を高めるため、職場内でセクシュアル・ハラスメントの取組みを進める。		
・DVで命の危険を感じるほどの暴力を受けた女性の割合		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
2.0%	1.4%	減少
◆減少傾向にはあるが、引き続き関係機関と連携して女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進め、若年層向けに将来の加害者・被害者をつくらないデートDVの予防啓発や教育にも重点的に取り組んでいく。		
・DVについて相談したかったが、しなかった人の割合		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
女性 9.4% 男性 3.6%	女性 12.1% 男性 0%	減少
◆アンケート結果から、受けた行為についての暴力の認識が十分ではない傾向がみられた。暴力行為への認知を高めることや、家族や親族が相談を受けた際に適切な相談機関につなげていく取組みが必要である。		
・DV被害者のうち、公的機関の相談窓口・電話相談などに相談した人の割合		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
女性 2.9% 男性 2.6%	女性 8.8% 男性 3.7%	増加
◆公的機関へ相談した人の割合は平成 29 年度に豊中市配偶者暴力相談支援センターを設置し相談支援を行ったこともあり増加している。今後も相談窓口の周知啓発活動が必要である。		
○DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合		
・①何を言っても長時間無視される		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
女性 40.2% 男性 32.2%	女性 37.1% 男性 28.7%	増加
・②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向

女性 67.4% 男性 51.4%	女性 59.5% 男性 46.7%	増加
・③「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」「かいしょうなし」などと言われる		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
女性 76.8% 男性 61.0%	女性 69.4% 男性 59.9%	増加
・④あなたのお金を取り上げたり、預貯金を勝手におろされる		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
女性 80.1% 男性 67.1%	女性 74.6% 男性 67.5%	増加
◆特に精神的暴力（①③）、社会的暴力（②）に分類される項目について男女の認識の差が生じている。引き続き暴力行為への認知を高める取組みが必要である。		
活動指標		
・すてっぷ相談室における相談件数		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向及びめやす値
2078 件(うち DV507 件)	2006 件(うち DV169 件)	－
・DV 相談件数		
平成 29 年度	令和 2 年度	取組み方向及びめやす値
733 件	1004 件	－
◆すてっぷ相談室と配偶者暴力相談支援センターを合わせた相談件数は増加している。働く女性やシングルマザー、DV 被害者など多様な背景を持つ相談者にとって望ましい相談体制の充実が今後も必要である。		
・男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や相談の種類、相談件数		
平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向及びめやす値
電話相談(104 時間/月) 面接相談(72 枠/月) DV 相談(20 枠/月) デート DV ホットライン(8 時間/月)	電話相談(100 時間/月) 面接相談(78 枠/月) ※平成 29 年 10 月に DVC が開設されたことに伴い DV 相談とデート DV ホットラインは終了	増加

基本目標 2 男女共同参画の意識を育む

基本課題

1. 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
2. 男女共同参画の理解の推進
3. 男女共同参画にかかわる情報の収集と提供

取組みの状況

- すてっぷや公民館等で男女共同参画の視点を盛り込んだ多様なテーマの講座や各種事業を通じて理解の推進を進めている。Web 会議システムや動画配信を活用した事業も実施が始まっている。
- 男女共同参画の理解を進めるため、情報誌「すてっぷON!」、ホームページや広報誌に加え、SNSを活用し啓発活動に取り組んだ。また、地域団体への啓発活動や情報提供を進めた。
- 新規採用職員や初任者教員を対象に「男女共同参画」「セクシュアル・ハラスメント」「性的マイノリティ」をテーマに研修を実施したほか、他課の人権研修においても講師を派遣し、男女共同参画社会について考える場とした。

今後の課題等

- 講座・事業への参加者が継続的に交流できる機会・場づくりを進めるとともに、男性が参加しやすい環境を整備していくことが必要である。
- 子どもの発達段階に応じた取り組みや若年層・子育て世代を対象とした講座などを継続的に実施する。
- 様々な地域へのアウトリーチ活動を展開し、より広く市民を対象にした男女共同参画の取組みを進めていく。
- 今後も様々な媒体や機会・場を活用して、男女共同参画に関する広報・啓発・学習機会の提供を進める。

成果指標

- ・「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない人の割合

平成 27 年度	令和 2 年度	取組み方向
女性 39.3% 男性 27.1%	女性 57.7% 男性 42.8%	増加(男女の数値の差を縮める)

- ◆固定的性別役割分担意識について、男女とも「賛成派」が大きく減少し、「反対派」が大きく増加しており、固定的な役割分担に捉われない意識が市民の間に広がっている一方で男性の方が「賛成派」の割合が高い。今後も特に若年層に向けた効果的な学習啓発の機会が必要である。

- ・すてっぷの認知度

平成 27 年度:39.3%	令和 2 年度: 35.2%	取組み方向:増加
----------------	----------------	----------

- ◆認知度は横ばいである。今後も引き続きすてっぷのターゲット層に合わせた SNS 等のメディア活用やより広く市民を対象とした男女共同参画の推進する取組みを行っていく必要がある。

- ・すてっぷの来館者数

平成 27 年度:153,560 人	令和 2 年度: 71,492 人	取組み方向:増加
--------------------	-------------------	----------

- ◆令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による休館期間があり減少している（参考値：令和元年度 151,966 人）。

活動指標

- ・すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数

平成 27 年度:25,496 件	令和 2 年度:21,342 件	めやす値:25,500 件
-------------------	------------------	---------------

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大による休館期間があり、貸出件数が減少している。（参考値：令和元年度 23,672 件）今後も情報ライブラリーの周知や利用しやすい環境づくりに努めていく。

- ・すてっぷ情報ライブラリーの図書・資料等の所蔵数

平成 27 年度:23,329 点	令和 2 年度: 23,005 点	めやす値:23,000 点
-------------------	-------------------	---------------

- ◆男女共同参画の関連書籍を中心とし、雑誌や映像資料も含めた多様な資料の収集を着実に続けているが横ばいで推移している。今後も引き続き充実に努めていく。

- ・男女共同参画を推進する学習講座数

平成 27 年度:18 講座・2 講演会	令和 2 年度: 92 講座・3 講演会	めやす値:40 講座・講演会/年
----------------------	----------------------	------------------

- ◆さまざまなテーマについての学習機会を継続的に提供することで学習講座数は増加している。

- ・男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数

平成 27 年度:612 人	令和 2 年度:168 人	めやす値:900 人/年
----------------	---------------	--------------

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大により令和 2 年度参加者数は減少している。（参考値：令和元年度 911 人）

基本目標3 女性のエンパワメントを支援する ※豊中市DV対策基本計画に位置づけ

基本課題	1. エンパワメントの機会の確保 2. グループ・ネットワークづくり	
	3. エンパワメントにつなぐ相談窓口・情報提供の充実	
取組みの状況		今後の課題等
○すてっぷや地域就労支援センターでの講座及び相談支援に関する事業を通じて、女性の職業能力を高める取り組みを進めた。 ○引きこもりやニートへの支援としてくらし再建パーソナルサポートセンター、若者支援総合相談窓口で自立に向けた切れ目のない包括的な支援を実施した。 ○ひとり親家庭を対象に、地域就労支援センターでの就労相談、生活困窮支援をくらし再建パーソナルサポートセンターにて実施した。すてっぷでは講座やイベントとともに、シングルマザー対象のフードドライブを実施した。 ○すてっぷ相談窓口で労働相談や就労支援講座を通じて就労支援の強化を図り、必要な相談窓口へのつなぎを行っている。		●一人ひとりのニーズやスキルに応じた、きめ細やかな就労相談支援を進める。コロナ禍による影響を受けている離職者への就労支援や就業者に対する就労継続・キャリアアップ支援に取り組む必要がある。 ●若者やニート、引きこもりの人やひとり親家庭への就労、自立支援に取り組む。 ●各講座や事業を通じて参加者どうしの交流の場を創出するとともに、団体間の交流、ネットワークづくりも進めていく必要がある。 ●各種相談窓口が連携することで、相談対応機能の充実を図る。
成果指標		
・地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた人数とその割合		
平成27年度	令和2年度	取組み方向
女性121人(22.6%)男性168人(29.2%)	女性105人(11.6%)男性89人(8.4%)	増加
◆新型コロナウイルス感染症拡大により、失業や休業状態に置かれる人が増えたことに伴い、新規相談者数が増加している一方で就労者数は減少している。相談者を安定的な雇用に繋げられるよう社会情勢に合わせた支援を行うほか、なかなか就労に繋がらない複雑・複合的な就労阻害要因を抱える相談者については、今後も関係機関と連携を強化しながら効果的な取組を検討・実施していく必要がある。		
活動指標		
・すてっぷ相談室における相談件数(再掲)		
平成27年度	令和2年度	取組み方向及びめやす値
2078件(うちDV507件)	2006件(うちDV169件)	-
◆すてっぷ相談室と配偶者暴力相談支援センターを合わせた相談件数は増加している。働く女性やシングルマザー、DV被害者など多様な背景を持つ相談者にとって望ましい相談体制の充実が今後必要である。		

基本目標 4 あらゆる分野への男女共同参画を推進する

基本課題	1. 社会制度、慣行の見直しの拡大	2. 政策・方針決定過程への女性の参画	
	3. ワーク・ライフ・バランスの推進	4. 多様な働き方への支援	
取組みの状況		今後の課題等	
○保育所等の施設整備や幼稚園の認定こども園化等の取組みを進め、待機児童数がゼロとなった。 ○審議会等への女性委員の登用、能力や資質に応じた女性職員・教員の管理職等への登用などを進めた。 ○女性活躍推進法に基づく「豊中市特定事業主行動計画」を策定し、管理職や採用者における女性の割合の目標を設定した。 ○ワーク・ライフ・バランスに関連する情報提供や子育て世代を対象とした講座・相談会の開催、企業向け講座を実施するとともに、イクボス宣言企業・団体登録制度を開始した。 ○コロナ禍により影響を受けている女性の就労継続や就労促進に向け、来年度実施予定の市内事業所を対象にした女性活躍推進や働き方改革推進事業内容を検討、実施予定となっている。 ○固定的性別役割分業、家事や育児に関する男性対象の講座や講演会を実施することで、男性の参画を推進した。		●今後も保育ニーズに対応し、保育定員を確保する取組みを進める。 ●事前協議の実施など、審議会等への女性委員の登用を進めるとともに、「豊中市特定事業主行動計画」の適切な推進を図り、市政等にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大をめざす。 ●市の各担当課が連携協力し、企業や事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への啓発や働きかけを引き続き推進展開していく。 ●男性の意識改革、家庭・地域への参画促進について、今後も取り組みの拡充を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を進める必要がある。	
成果指標			
・待機児童数			
平成 28 年度:217 人		令和 3 年度:0 人	めやす値:0 人
◆平成 30 年度から 4 年続けて待機児童ゼロを達成している。今後も多様な保育定員確保方策を子育て安心プロジェクトチームで推進し、待機児童ゼロの維持をめざす。			
・審議会等の女性委員の割合			
平成 28 年度:27.7%		令和 3 年度:31.5%	めやす値:40%
◆令和 2 年度から、委員改選時の人権政策課による事前協議を実施。各所管課の取組みにより割合は増加しているが審議会ごとにはばらつきがある。今後も各所管課にて意識的に取組みを進める。			
・女性委員のいない審議会等の数			
平成 28 年度:9/79		令和 3 年度:2/87	めやす値:0
◆委員改選時期に合わせた事前協議等の取組みにより女性のいない審議会数は減少している。女性のいない審議会数 0 をめざす。			
・豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合			
平成 28 年度:16.7%		令和 2 年度:20.0%	めやす値:30%
◆平成 30 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行された。政党等の政治活動の自由を確保しつつ男女の候補者ができる限り均等になることをめざしている。			
・市の課長級以上、課長補佐級及び係長職員の女性の割合			
	平成 28 年度	令和 2 年度:	取組み方向及びめやす値
課長級以上	21.8%	24.4%	24%
課長補佐級	32.7%	32.4%	現状以上
係長級	50.4%	46.8%	50%を維持
・学校の校長・教頭の女性の割合			
	平成 28 年度	令和 3 年度:	取組み方向
校長 35.6% 教頭 38.1%		校長 32.7% 教頭 40.6%	増加
◆市の管理職・管理監督職における女性の割合は項目により増減がある。今後も女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画によってさらに推進していく。			
・市の男性職員の育児休業取得率			
平成 27 年度:4.1%		令和 2 年度:13.9%	めやす値:5%以上
・市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇(出産補助休暇又は育児参加休暇)取得率			
平成 27 年度:86.5%		令和 2 年度:92.4%	めやす値:90%以上
◆男性が育児休業や出産補助休暇、育児参加休暇について時間をかけながら職員の意識や職場の風土を変化させてきた結果、取得しやすい環境が少しずつ整い取得率はいずれも上昇している。今後も、性別によらず育児休業を取得しやすい体制づくりを全庁的に推進していく。			

・自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合(男女別)		
平成 27 年度:	令和 2 年度:	取組み方向
女性 24.6% 男性 41.4%	女性:27.9% 男性:42.8%	増加
◆地域活動・社会活動の場での平等感の割合は微増している。女性に比べ男性の方が平等感が高く、女性とは認識が異なる。		
・平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合		
平成 27 年度:	令和 2 年度:	取組み方向:
平日:37.2% 休日:22.9%	平日:33.9% 休日:31.1%	減少
◆男性の 30 歳代の休日については「5 時間以上」が最も多く、休日における家事、育児、介護などへの参画が垣間見える。		
・「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい(している)と回答した人の希望と現実の割合		
	平成 27 年度:	令和 2 年度:
希望	女性:24.1% 男性:32.6%	女性:29.5% 男性:33.3%
現実	女性:16.2% 男性:17.9%	女性:19.1% 男性:20.0%
めやす値: 希望と現実の差を縮める		
◆女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を優先せざるを得ない人が多く、男性では希望する以上に「仕事」を優先せざるを得ない人が多い。		
・すてっぷ就職活動相談における、起業や就労に結びついた人数の割合		
平成 27 年度:39.4%	令和 3 年度:14.3%	取組み方向:増加
◆相談者の人数が少ないため年度により増減があることや、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用の不安定さにより就労に結び付きにくくなっている。		
・育児休業取得後職場復帰した割合(小学校就学前児童と小学生の母親)		
平成 25 年度:66.9%	平成 30 年度:77.2%	めやす値:75%
◆平成 25 年度調査に比べ復帰割合が増加している。増加によりいわゆる M 字カーブの解消をめざす。		
活動指標		
・両親教室参加者数		
平成 27 年度:527 組	令和 2 年度:36 組	めやす値:720 組
◆令和 2 年度は新型コロナウイルス感染対策のため、4 月から 12 月まで実施を見合わせたため減少している。		

豊中市DV対策基本計画に関する実施状況（平成29～令和3年の総括）

基本的方向1 DVを許さない社会づくり

取組 内容	①市民等への普及啓発 ②若年層への広報・啓発 ③地域・事業者への啓発 ④暴力を予防・防止するための早期からの教育・啓発 ⑤情報のバリアフリー化 ⑥配偶者暴力防止法に基づく通報等の周知 ⑦加害者更正プログラムを含む国・府等のDV対策に関する情報収集	
	取組みの状況	今後の課題等
	○パープルリボンプロジェクトをはじめとして、毎年市民ロビーや駅前での啓発活動やDVに関する講座、展示、関連資料・図書の収集と利用促進など、様々な媒体や機会・場を活用した市民へDVに関する啓発活動を進めた。 ○「まんが版デートDV予防啓発冊子」を活用し、中学校での出前講座など若年層を対象とした啓発活動も積極的に展開した。 ○外国人のための多言語相談サービス事業の受付窓口の曜日及び時間を拡充した。DV相談も含め、相談者の状況に応じた支援を行っている。	●コロナ禍によるDV相談件数の増加が課題となるとともに、市民意識調査（令和2年度実施）によると受けた行為を暴力と認識していない（していなかった）人が一定割合いることから、相談体制の充実や啓発活動の充実について取り組む必要がある。 ●引き続き、DVを含めた人権に関する教職員向けの研修を推進する。 ●引き続き、多言語による相談窓口の周知や取り組みの充実を図る。

基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

取組 内容	①相談窓口の周知 ②障害者、高齢者、外国人への対応 ③相談担当者等の資質向上及びケア ④職員の意識向上 ⑤「配偶者暴力相談支援センター」機能の設置	
	取組みの状況	今後の課題等
	○DV相談窓口や相談機関に関する周知啓発を総合リーフレット、ちらし、広報とよなか、市ホームページなど、様々な媒体や機会・場を活用して行った。 ○大阪府実施の専門研修への参加、DV防止ネットワーク会議研修会を実施を通じて、相談担当者のスキルアップや他機関との相互連携に取り組んだ。 ○平成29年10月に豊中市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV証明書の発行、保護命令手続支援、男性相談などを実施している。	●市民意識調査（令和2年度実施）によると配偶者暴力相談支援センターの設置により公的機関に相談した人の割合は増加している一方で、相談しなかった人の割合が女性で10%超えることから、今後も相談窓口等の周知を強化していく。 ●引き続き、被害者の特性を踏まえ対応ができるよう、関係機関の連携強化や支援者や相談員のスキルアップに取り組む必要がある。 ●DV相談件数の増加により、相談体制の充実、相談担当者や職員の資質・意識及び対応能力の向上に向けた仕組みづくりが課題となっている。

基本的方向3 緊急時における安全の確保

取組 内容	①緊急時の対応 ②被害者や同伴する家族等の状況に応じた対応 ③専門相談員（自立支援コーディネーター）の設置 ④障害者、外国人への支援 ⑤緊急時の被害者支援に係る制度の充実	
	取組みの状況	今後の課題等
	○緊急時の対応については、必要に応じてケース検討会議を開催するとともに、緊急的な対応や連携についての課題や情報共有を進めた。 ○DV相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行った。 ○外国人女性専門相談窓口を設置し相談に応じた。 ○ソーシャルワークや心理カウンセリングを含めて、相談者の状況に応じて必要な支援を提供した。	●複合多様化するケースに対応するため、相談窓口や警察・消防等との連携体制の構築とともに、ケース検討会議の開催を通じた情報共有・管理を徹底していく必要がある。 ●緊急時の被害者の安全を確保する一時保護施設の確保が課題である。被害者や同伴家族の状況に応じた避難場所の提供に向けて、施設との協力・連携の強化に取り組む必要がある。 ●障害者や外国人への支援体制の整備・充実に継続的に取り組む。

基本的方向4 自立支援の充実

取組 内容	①ワンストップサービスの推進・充実 ②個人情報などの適正な管理 ③生活、就業、住宅などの支援 ④ステップハウス ⑤専門相談員（自立支援コーディネーター）の設置（再掲） ⑥被害者の心のサポート ⑦障害者、外国人への支援（再掲） ⑧自助グループ・サポートグループへの支援 ⑨子どもへの支援 ⑩同伴家族への支援 ⑪被害者の各種手続きにおける配慮	
	取組みの状況	今後の課題等
	○DV被害者の自立支援に向けて、「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の運用を通じた被害者の二次被害の防止及びワンストップサービスの推進を図った。 ○「住民基本台帳事務における支援措置申出にかかる意見付与」について、関係部局等において、個人情報の漏洩防止や管理の徹底を図った。 ○生活再建のための自立支援として、就労に関する相談・講座などを行うとともに、地域就労支援センターとの連携を図り、自立に向けた支援を可能とする体制づくりを進めた。	●引き続き、各窓口担当者が諸手続きを行うなどして、可能な限りワンストップサービスに努める。 ●様々なケースを想定したうえで、個人情報の管理を徹底する。システムの適切な運用や慎重な対応を引き続き行う。 ●関係機関との連携をさらに強化し、相談者の自立にむけた支援体制の充実を図る。 ●より複雑なケースにも対応できるよう、被害者・相談者の心理的ケアに向けた取り組みの充実を図るとともに、障害者や外国人など被害者の特性を踏まえ対応ができるよう、関係機関の連携強化や支援体制のさらなる構築に取り組む。

基本的方向5 関係機関・民間団体との連携・協力

取組 内容	①DV防止ネットワーク会議の充実 ②被害者支援のための関係機関との連携 ③大阪府・他市町村との連携 ④民間団体との連携	
	取組みの状況	今後の課題等
	○DV防止ネットワーク会議を開催し、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体等と顔の見える関係構築及び連携を深めた。 ○ケース検討会議やDV被害者支援連携ミーティングの開催を通じて、庁内・庁外関係部局間での被害者支援が円滑に行えるように努めた。	●DV防止ネットワーク会議等の充実を通じて、DV被害者にとって迅速で適切な支援を実施するための連携をより深めていくことが重要となる。 ●ケース検討会議やDV被害者支援連携ミーティングなど既存の機会・仕組みの充実を図るとともに、積極的に活用し、それぞれのケースに応じた適切な支援を進めていく必要がある。